



## 「別紙 1」

### 情報収集等

【短期的対応が必要な場合】

情報収集先の特定 (**リスク管理機関が中心**)

- ・リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課
- ・関係国際機関
- ・主要国の公的機関
- ・委員及び専門委員

**リスク管理機関との情報共有**

- ・食品安全委員会でのリスク管理機関からの報告

職員等の現地派遣による情報収集

【長期的対応が必要な場合】

情報収集先の特定 (**専門家が中心**)

- ・関係試験研究機関
- ・関係国際機関
- ・委員及び専門委員

**専門家との情報共有**

- ・食品安全委員会での国内外の専門家の意見聴取
- ・危害要因別の専門調査会での検討による情報収集

専門家(委員及び専門委員等)派遣による情報収集

リスク管理機関との情報共有

### 緊急事態等の収束

【短期的対応が必要な場合】

委員会による緊急事態等の収束の判断

**リスク管理機関による委員会での報告**

**再発防止策の実施**

継続的な情報収集

【長期的対応が必要な場合】

委員会による緊急事態等の収束の判断

**専門家による委員会での報告**

継続的な情報収集

「別紙 2」

情報収集等

情報収集先の特定

	【生物学的危害の場合】	【化学的危険の場合】	【物理学的危険の場合】
リスク管理機関	厚生労働省、農林水産省	厚生労働省、農林水産省、環境省	厚生労働省、農林水産省、文部科学省
関係試験研究機関	国立医薬品食品衛生研究所 国立感染症研究所 動物衛生研究所 水産総合研究センター 等	国立医薬品食品衛生研究所 食品総合研究所 国立環境研究所 等	国立保健医療科学院 食品総合研究所 等

食品健康影響評価

食品健康影響評価の対象となる危険の例

	【生物学的危険の場合】	【化学的危険の場合】	【物理学的危険の場合】
危険要因の例	食中毒菌、ウイルス、寄生虫、プリオン	農薬、動物用医薬品、添加物、重金属、 容器包装溶出物質	異物、放射線

食品健康影響評価の実施

緊急時に食品健康影響評価を行う場合、危険要因に関連する専門調査会で専門的知見に基づく審議

	【生物学的危険の場合】	【化学的危険の場合】	【物理学的危険の場合】
対応する専門調査会の例	農薬専門調査会 動物用医薬品専門調査会 微生物専門調査会 ウイルス専門調査会 プリオン専門調査会 遺伝子組換え食品等専門調査会 新開発食品等専門調査会 肥料・飼料等専門調査会	添加物専門調査会 農薬専門調査会 動物用医薬品専門調査会 器具・容器包装専門調査会 化学物質専門調査会 汚染物質専門調査会 かび毒・自然毒専門調査会 新開発食品等専門調査会 肥料・飼料等専門調査会	農薬専門調査会 器具・容器包装専門調査会 かび毒・自然毒専門調査会 新開発食品等専門調査会